

クイズ 9 漏えい等報告における「速報」は何日以内？



A 3~5日以内



B 30日以内



C 60日以内

6 ●要配慮個人情報の漏えい等
●財産的被害のおそれがある漏えい等
●不正の目的によるおそれがある漏えい等
●1,000件を超える漏えい等
またそれぞれの漏えい等の「おそれ」がある場合も対象

これまでは努力義務だったんだけど、これらの一定の事態に該当する場合には、個人情報保護委員会への報告や本人通知が義務化されたの

7 はい！

まずは漏えい等を起こさない安全管理措置が重要だ！
そしていざというときは、迅速な対応が求められる！



9 個人情報保護委員会への報告

1 速報 3~5日以内
報告をしようとする時点において把握している内容

2 確報 30日以内
(不正アクセス等の場合は60日以内)
全ての報告事項
(合理的努力を尽くしても、全ての事項を報告できない場合は、判明次第、報告を速完)

漏えい等報告は、3~5日以内に「速報」、30日以内(不正アクセス等の場合は60日以内)に行う「確報」の2段階で行う必要があるわ

10 いざという時はうちの部署が対応することになると思うので、一度漏えい等の対応について確認しておきます

第9話 改正法編③
漏えい等報告・本人通知の義務化

1 次の確認ポイントは「漏えい等報告・本人通知の義務化」ね

場面は変わり、情報システム部にて個人情報保護法改正対応を確認する法務部メンバー

漏えい等
漏えい・滅失・毀損

2 ちょっと待った！

うちの会社で漏えい等って話は聞いたことが無いので大丈夫ですね

3 カッ

不正アクセスの手口は巧妙化しているし、内部不正が絶対ないとも言い切れない
いつ何時、うちでも個人データの漏えい等が起きるかはわからない

4 そうですね、様々な場合に備えて、しっかり準備します

万が一に備え、準備を怠ってはいけないぞ

5 では説明しますね

あれ？ちょっと気になったのですが、以前から漏えい等が発生した時のルールってありませんでしたっけ？

本資料は令和4年4月1日時点の個人情報保護法等の概要をまとめたものであり、個人情報取扱事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。個人情報保護法のより詳細な内容については、個人情報保護委員会のホームページ内、個人情報保護に関する法律や、ガイドライン等をご参照ください。